

第2章 災害予防計画

災害対策の究極の目的は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。市、その他の公共機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、災害予防に必要な事業及び施設の整備をするものとし、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図るものとする。

また、市と関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めることとする。

第1節 水害予防計画

市域には空知川、富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川、西達布川をはじめ、大小多数の河川を擁している。これらの河川については改修事業等が行われてきているが、近年は記録的な集中豪雨等が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくないため、計画的な予防措置として、河川改修等の治水事業や森林機能保全のための治山事業を実施するとともに、避難体制等の確立を図る。

■現況

本市の主要河川は、石狩川水系空知川であり、特に水防上警戒を要する重要水防警戒区域が46箇所となっている。

(資料編5 - 11 : 重要水防箇所一覧表)

■予防対策

1. 治水・治山事業の推進、小河川、下水路等の整備

各防災関係機関は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るため、河川改修等の治水事業や森林機能の保持のための治山事業を推進し、また市民の協力を得て小河川の河道の障害物の除去や、下水路・排水路の清掃を行い、流水機能の維持に努めるものとする。

2. 気象警報等の伝達

河川水位が上昇し、旭川地方气象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、地域FMラジオ、市ホームページ、広報車等で市民に伝達する。

(災害応急対策計画第2節P45：災害関連情報の受領及び伝達計画)

3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達体制の整備及び避難体制の周知

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）が発令された場合を想定し、各種伝達ツールを活用した迅速な情報伝達体制を整備するとともに、水害時に市民等の避難行動が迅速・的確に実施できるよう、洪水ハザードマップ等を活用した避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発活動を実施する。

4. 自主防災組織等による伝達体制及び避難体制の整備推進

自主防災組織等と連携して防災情報に関する情報伝達及び避難体制について整備するとともに、特に要配慮者に対応できる体制を整備する。

5. 金山ダム緊急放水

空知川上流の金山ダムの緊急放水に関する通報を受けたときは、別図2の「金山ダム緊急放水操作通報系統図」に基づき関係機関に通報する。

(災害応急対策計画P115：金山ダム緊急放水操作通報系統図)

■河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1. 北海道開発局長の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（空知川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2. 北海道知事の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

■水防資機材

水防資機材は、水防倉庫には下記のとおり備蓄されており、数量の増加に努める。
(資料編 8 - 1 : 防災機材整備状況一覧表)

第2節 空知川等洪水ハザードマップ計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。又、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知を行うものである。

このことにより、同法第15条の規定に基づき市防災会議は、市地域防災計画において、洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

■策定の方法

空知川の浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね1000年に1回程度起こる大雨（空知川流域の72時間総雨量385mm）が降ったことにより空知川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川及び西達布川の浸水想定区域についても、洪水防御に関する計画の基本となる降雨については概ね1000年に1回程度起こる大雨（富良野川流域全体に24時間総雨量448mmの降雨。西達布川流域全体に24時間で474mmの降雨。）が降ったことにより、はん濫した場合に想定される浸水の状況のシミュレーションにより求めたものである。

その他の北海道管理河川については、簡易ソフト（iRICソフトウェア）を使用し、1000年に1回程度起こる雨量及び浸水深を計算し求めたものである。

■浸水想定区域

水防法第14条第1項の規定による浸水想定河川及び指定区間は、次のとおりである。

1. 石狩川水系空知川上流

実施区間① 左岸 富良野市字島の下から富良野市山部東十二線まで

右岸 富良野市清水山から富良野市字布部まで
実施区間② 左岸 富良野市字山部東十二線から南富良野町金山
右岸 富良野市字布部から南富良野町金山まで

2. 石狩川水系富良野川

実施区間 左岸 富良野市字学田 43 地先から空知川合流点まで
右岸 富良野市 4008-1 地先から空知川合流点まで

3. 石狩川水系ベベルイ川

実施区間 左岸 富良野市字大沼 85 番地 1 地先（東八線川合流点）から富良野川
への合流点まで
右岸 富良野市字大沼 614 番地先（東八線川合流点）から富良野川への
合流点まで

4. 石狩川水系ヌッカクシ富良野川

実施区間 左岸 富良野市字大沼 737 地先からベベルイ川合流点まで
右岸 富良野市字学田 43 地先からベベルイ川合流点まで

5. 石狩川水系西達布川

実施区間 左岸 富良野市字西達布 4515 番 3 地先(曲水橋)下流端から富良野市
4176 番 2 地先(留下橋)上流端まで
右岸 富良野市字西達布 2080 番地先(曲水橋)下流端から富良野市 37 番
1 先(留下橋)上流端まで

■洪水ハザードマップ

北海道開発局又は北海道知事の浸水想定区域に関する水深の公表にともない、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置として、区域内の水深及び避難所等に関する情報を記載した印刷物を住民に配布する。

■洪水予報・警報の伝達方法及び要配慮者関連施設

浸水想定区域に関する洪水予報・警報の伝達方法は、災害関連情報の受領及び伝達計画において定める。

水防法第 15 条の規定による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難について確保を必要とする施設（主に高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧とおりでである。）

（災害応急対策計画第4章P45：災害関連情報の受領及び伝達計画）

（資料編10-1：災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧）

第3節 風害予防計画

風による人的被害及び家屋、公共施設、農作物等の被害を予防するために市民の防災意識の高揚を図るとともに、状況に応じて施設管理者に対して強風による家屋等の倒壊防止対策等の徹底を図る。

■ 予防対策

防災関係機関は、防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地防風林の合理的な造成についても指導するものとする。また、学校や医療機関の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するため、施設管理者に対する指導の徹底を図るものとする。

第4節 雪害及び寒冷予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪、また融雪による出水、雪崩等の災害に対処するため、除雪体制及び人員等の整備・強化、関係機関との連携等の円滑化を期し、これらによる災害被害の拡大防止を図るものとする。

■ 予防対策

1. 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関による緊急輸送等の応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要であることから、各道路管理者は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含め多面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、一般国道、道道及び市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定し、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。なお、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

ア 国道の除雪は、旭川開発建設部富良野道路事務所が実施する。

イ 主要道道及び一般道道の除雪は、旭川建設管理部富良野出張所が実施する。

ウ 市道の除雪は、市が実施する。その内容は、特に交通確保が必要な主要道路を優先し、毎年度作成する除雪計画による。

(2) 道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路や施設の整備を推進し、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を促進する。

(3) 航空輸送の確保

道路交通の一時的なマヒによる豪雪山間地集落の孤立に備え、孤立が予想される集落の近隣におけるヘリポート適地の除雪体制の強化に努める。

2. なだれ防止策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に看板を設置するなどして、市民に周知するものとする。

3. 排 雪

各道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

4. 雪に強いまちづくりの推進

- (1) 北海道及び市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対しては、除雪ボランティアの協力など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

5. 融雪対策

融雪期においては、旭川地方气象台等関係機関と密接な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努めるとともに、次のとおり融雪対策を進める。

- (1) 市及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

- (2) 市及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破砕等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

■寒冷対策の推進

1. 避難所対策

市は、避難所における暖房器具や燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、除雪器具、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給の遮断に備え、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

2. 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備と備蓄に努める。

また、応急仮設住宅については、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されるため、被災者及び避難者の生活確保のための長期対策を講ずる。

■スキー客対策

スキー場で雪崩等が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設等の損壊などで多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場管理者はスキーパトロール隊による救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくこととする。

■通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部・北海道電力株式会社富良野営業所は、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

第5節 土砂災害予防計画

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する説明等について、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとする。

■予防対策

1. 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべり災害が多発する傾向にある。ひとたび、地すべり災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に大きな被害をもたらし、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等につながる恐れがある。

市及び防災関係機関は、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、標識の設置により市民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。さらに、市民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2. 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ災害も多発する傾向にある。ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

市及び防災関係機関は、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、標識の設置により市民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。さらに、市民自身による防災措置（異常報告、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3. 土石流予防計画

市及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに市民に通報し、避難を呼びかける。また、市民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）等の周知・啓発を図る。

(資料編 6 - 1 : 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり危険区域一覧表)

■土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等（急傾斜の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。以下「警戒区域等」という。）の指定により、土砂災害防止法第 7 条の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備及び住宅などの立地抑制等について定める。

1. 土砂災害に関する情報の周知及びハザードマップの作成について

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の市民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等（箇所名、位置、指定年

月日等)及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。

指 定 河川名	区域の 表 示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の発生原 因となる自然現象	避 難 場 所
北二線川	北の峰町	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場
四線川	中御料	北海道告示第 135 号 H20. 3. 4	土石流	朝日ヶ丘総合公園 駐車場 チーズ工場前庭
名取の沢 川	東鳥沼	北海道告示第 62 号 H22. 1. 26	土石流	富良野自動車学校
川松沢二 の沢川	字西達布	北海道告示第 2482 号 H25. 5. 24	土石流	西達布集落センタ ー
東川(河 川区域)	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	土石流	樹海中学校
東山 1	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海中学校
東山 2	字東山	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海中学校
東山 3	字東山、字 老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海中学校
東山 4	字老節布	北海道告示第 170 号 H27. 3. 10	急傾斜地の崩壊	樹海小学校
東山松南	字東山	北海道告示第 586 号 H27. 8. 28	急傾斜地の崩壊	樹海中学校

(2) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

北海道から提供される土砂災害警戒区域等及び避難場所等を記した図面をもとにハザードマップを作成し、地域市民に対し配布する。

2. 警報の発令及び伝達

(1) 警報（避難勧告等）発令の判断

避難勧告等の警報発令は、「大雨警報（土砂災害）」又は「土砂災害警戒情報」発表のほか、気象、過去の土砂災害の発生状況、土砂災害の前兆現象、周辺地域での発災状況及び、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断する。

(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）地域 FM ラジオ、市ホームページ、フェイスブック、広報車等で市民に伝達する。

（災害応急対策計画 P1 1 3：土砂災害警戒情報の伝達系統図）

(3) 警報（避難勧告等）の円滑な解除

警報等の解除を行うにあたっては、必要に応じ、国及び北海道の助言を求め、解除の判断を行う。

3. 要配慮者関連施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設は、「災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧」のとおりとし、迅速な避難支援体制を整える。

（資料編 10 - 4：災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧）

4. 避難体制の充実・強化

(1) 土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で、必要な避難場所・避難経路は、ハザードマップで周知する。

(2) 土砂災害に係る避難訓練については、ハザードマップ等を活用し地域の実情に応じた適切な訓練になるよう努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、土砂災害に関する情報、予報警報の伝達手段として、電話、FAX、安全・安心メール、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）、広報車等を活用する。

（災害応急対策計画 P1 1 3：土砂災害警戒情報の伝達系統図）

5. 土砂災害警戒区域等での住宅などの立地抑制等

(1) 市は、居室を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったときは、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

(2) 北海道知事は、住宅宅地分譲や要配慮者施設の建築のための開発行為について審査を行う。

(3) 北海道知事は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行うことができる。

第6節 建築物災害予防計画

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等規制及び都市計画等に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

■建築物防災の現状

本市においても、人口、産業の市街地への集中が見られ、市街地における災害の危険性は増大している。市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として防火地域・準防火地域を定めている。

■予防対策

建築物の密度が高い市街地における火災は、大きな被害をもたらすおそれがあることから、準防火地域の指定にあたっては、避難場所及び避難ルートの確保、延焼の阻止等に配慮する。また、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を推進する。

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

■公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物については、その性質上、避難所等の役割をになっており、速やかに耐震・耐火建築物に改善するよう努めるものとする。

第7節 消防計画

市民の生命、身体及び財産を火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底等を推進するとともに、施設及び人員等の消防力を整備・強化し、被害の軽減を図る。なお、富良野広域連合富良野消防署において具体的な消防計画を定める。

■火災予防対策

1. 予防指導

防火管理者、危険物取扱者及び消防設備士等に対する指導を徹底する。

2. 予防査察

定期、臨時及び特別査察を効果的に実施し、火災予防に資する。

3. 広報活動

火災予防運動を効果的に推進するため、報道機関との連携、印刷物配布、広報車に

よる巡回広報などを実施する。

■消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。なお、富良野広域連合富良野消防署管内における、施設、水利及び車両の状況は次のとおりである。

(資料編5 - 13 : 消防力の現況)

■消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

■広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請するものとする。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。また、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

■食料等の確保・供給

1. 市は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」に基づき、災害時における食料等の確保・供給に努める。

(資料編9 - 32 : 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定)

2. 市は、防災関係行事や広報紙、パンフレット等を通じ、食料及び飲料水について最低3日分を確保し、できれば、7日分の備蓄に努めるよう啓発を行う。

■防災資機材等の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(資料編8 - 1 : 防災機材整備状況一覧表)

第9節 避難体制整備計画

市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難勧告等を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。その際、屋内退避（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。

また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、防災マップや広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。

■避難体制の整備

1. 避難情報等の伝達

市民に対する避難情報等の広報は、広報車、安全・安心メール、地域FMラジオ、市ホームページ、フェイスブック、ヤフー防災速報アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等により行う。

2. 避難誘導體制の整備

自主防災組織の活動において、市から避難勧告等が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。

3. 避難訓練

災害発生時に迅速・適切な避難行動が実施できるよう、体制の確立と関係機関との有機的な形成、防災意識の高揚及び防災技術の習得を目的として、総合防災訓練又は自主防災組織による防災訓練等を行う。

■避難勧告等の発令判断に関する留意点

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努める。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。

また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方

法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

■避難所の整備及び周知の推進

避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努めるとともに、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努め、さらに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(資料編 7 - 1 : 避難所一覧)

1. 広域避難場所

市街地における同時多発的な火災から市民等の生命を保護するため、一定程度の広さを有する公園・公共施設のグラウンド等を選定する。

2. 指定避難所

被災者が一定期間避難生活を送るために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮したうえ、学校等の公共施設を選定する。

3. 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設等を選定する。

連合会や町内会、自主防災組織は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合があることから、垂直避難や、指定避難所へ直接避難することも必要となることに留意する。

4. 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また、社会福祉施設等の指定に向けて協議を進めていく。

5. 避難所看板

各広域避難場所及び避難所には避難所看板を設置し、市民又は土地感等のない観光客等へ地域の避難所について周知している。

6. 避難所運営マニュアル

大規模災害時等により、市による避難所運営が困難な場合は、「避難所運営マニュアル」により、避難住民と協力し、円滑な避難所運営を進める。

(マニュアル編：避難所運営マニュアル)

■広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定締結に努める。また、市は、市における指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合に備え、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。

第10節 要配慮者対策計画

大規模災害が発生したときは、乳幼児、高齢者、障がい者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者については、自らの力では必要な情報を得ることや他の人に伝えることが困難であり、また災害の犠牲になるおそれも高いことから、それぞれの視点に立った対策を講ずるものとする。

■要配慮者への対策

災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 要配慮者の支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、福祉担当部局や福祉関係機関との連携に努める。

2. 緊急連絡体制の確立

地域の自主防災組織活動、民生委員児童委員協議会等と協力し、要配慮者の情報を把握するとともに、緊急時の連絡体制について整備に努める。また、一人暮らしの高齢者や重度の障がい者等を対象に緊急通報システムを整備しており、今後も整備・拡充に努める。

3. 訓練の充実

要配慮者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、自主防災組織等が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。また、迅速な支援体制を確立するため、避

難行動要支援者名簿を活用した訓練等を実施するよう努める。

4. 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5. 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉関係団体、地域企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて協定を締結する。

(資料編9 - 18 : 災害時における福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定)

■避難行動要支援者への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、災害対策基本法第49条の10から同条の13及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、避難支援等を実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。

また、避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供にあたっての情報漏えい防止措置などの必要な事項については、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に定めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿作成の対象者

名簿作成の対象者は在宅の方とする。

- ア 介護保険法における要介護1以上の認定を受けている方
- イ 身体障害者手帳1級または2級を受けている方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方
- エ 療育手帳Aを受けている方
- オ 前各号に掲げるもののほか、支援を要すると市長が認める方

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日(年齢)
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 富良野市民生委員児童委員協議会
- イ 富良野市社会福祉協議会
- ウ 富良野消防署
- エ 富良野警察署
- オ 連合会・町内会
- カ 自主防災組織
- キ その他、市長が認める団体

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の各部局、北海道知事及びその他のものに対して情報を集約するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られている場合は、富良野消防署、地域連合会・町内会、自主防災組織、富良野市民生委員・児童委員協議会等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供するものとする。ただし、災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の拒否を申し出たものの名簿についても、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供するものとする。

また、市は、平常時における名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 避難行動要支援者のうち、連合会・町内会、自主防災組織への名簿提供については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難プランの作成や避難支援活動を実施できるかなどを考慮するとともに、避難支援等関係者になるという総会などの議決を得ることを提供条件とする。

イ 市は、避難支援等関係者に対し本制度の趣旨を周知するとともに、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 名簿情報は、避難支援に必要な範囲内で提供するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(7) 円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告

市は、災害発生時等において、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適切に発令するとともに、多様な手段を用いて情報伝達を行うこととする。

(8) 避難支援の方法

避難支援者は、市が避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた個別避難プランに基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を優先する。

(9) 避難所等における支援体制

ア 避難所における支援体制

市は、避難した要配慮者が避難所において特別な配慮が必要となることを考慮し、プライバシー保護に対応できるスペースの確保等、多様なニーズを踏まえた避難所における生活環境の確保に努めることとする。

イ 福祉避難所の開設

市は、避難した要配慮者が心身の状況等からより専門性の高い対応が必要である場合は、福祉避難所を開設し、移送する。

ウ 福祉避難所の運営

要配慮者の日常支援上の支援、相談等を行うとともに、生活状況を把握し、関係機関と連携し、要配慮者が必要とする福祉サービスを受けられるように努める。また、当該施設が福祉避難所として機能するため、必要な資機材を整備するよう努める。

■社会福祉施設等の対策

1. 防災設備の整備

社会福祉施設等の利用者及び入所者は、寝たきり高齢者や障がい者等が多く、管理者は施設の安全対策に万全を期する必要がある。また、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水・医薬品等の備蓄や防災資機材の整備に努める。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を定めておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間、近隣市民、ボランティア組織等の協力を得られるよう平素から努める。

3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整備に努める。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者・入所者に対する防災意識の普及に努め、基礎知識に関する教育を定期的実施する。また、施設の構造や利用者・入所者の判断能力や行動能力等に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における訓練も定期的実施するよう努める。

■外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

1. 多言語による広報

2. 避難所標識等の多言語化

3. 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施

4. ふらの観光協会、旅館業組合及び地域企業等と連携し、外国人観光客等の支援を推進する。

(資料編9 - 22 : 災害時における宿泊施設等提供に関する協定)

(資料編9 - 24 : 災害時における観光客への情報提供及び避難等に関する協定)

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防及びその他の関係機関による応急活動が一時的に低下し、地域における十分な

活動が困難という事態が予想される。

こうした事態に対処するためには、地域市民自らの防災活動（自助、共助）が重要であり、こうした活動を組織的に行うことで、より効果的なものとなると考えられることから、連合会・町内会や自主防災組織相互の連携の推進を図り、積極的に自主防災組織の育成を図る。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

■地域市民による自主防災組織

市は、連合会・町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域市民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の支援を行う。

■事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられているところについては、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努める。

■自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、また地域の実情に応じて以下の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域市民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
2. 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。

■地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業所（以下、地区居住者等という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとする。また、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

■自主防災組織の活動

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 防災用資機材等の日常の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施 ○ 地域市民（要配慮者等）の把握 ○ 防災計画の作成
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導（避難勧告等発令時） ○ 安否確認 ○ 避難所の自主運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火 ○ 食料、救援物資等の配布協力

第12節 災害ボランティア活動計画

大規模災害が発生したときには、被災地内外から様々なボランティアが多数駆けつけ、単純な労力から専門技術の提供まで幅広い活動を行うなど、避難所の運営支援や被災者の生活支援などの現場での活躍が期待される。

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会等の関係団体等と協力し、災害ボランティアセンター等の迅速な開設と円滑な運営に向けた組織づくり等の環境整備を進めるとともに、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに取り組むものとする。

■ボランティア活動の支援

災害時にボランティアが活動を行うために必要な施設整備や支援策等、活動のしやすい環境を整備する。

■災害ボランティアセンターの開設

災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターが迅速に設置、適切に運営できるよう、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会と日常から、開設・運営体制について協議するとともに、運営マニュアル等の作成・整備を行うものとする。

（資料編9 - 20：災害時におけるボランティア活動に関する協定）

第13節 防災知識の普及計画

災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るた

め、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努める。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

■市民等への防災知識の普及

気象災害や水防、避難勧告等の意味や内容についての基礎知識、市の防災体制、自主防災組織等についての研修会、講演会等を適時開催し、災害時に迅速かつ円滑な避難を確保するため、適切な判断力と行動力を養成し、防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

1. 防災研修会・講演会

市民及び職員等を対象とし、防災に関する研修会を適時開催する。

2. 出前講座

出前講座の積極的な周知を図り、市民・各種団体が気軽に防災活動について学べる環境づくりを進める。

3. 学校教育における防災教育

教育課程の中に災害の種類、原因、その対策等と防災関係事項として習得するとともに、学校での防災訓練等を実施し、防災意識を高める。

4. 広報活動

市民に対しては、広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適時後方をするとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

■普及すべき内容

防災知識の普及事項は、おおむね次のとおりとする。

1. 防災気象に関する知識

2. 防災の一般的知識

3. 市地域防災計画の概要

4. 自主防災組織、災害ボランティアの意義
5. 災害危険箇所に関する知識
6. 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底
 - エ 非常食料、身の回り品等の準備
 - オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
7. 要配慮者への配慮
8. 過去に起こった大災害の教訓・伝承

第14節 相互応援体制整備計画

市は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■基本的な考え方

市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくとともに、地方公共団体及び防災関係機関、民間企業等と平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確に応援体制が図られるよう、防災総合訓練などにおいて体制等を検証し、さらなる連携強化に努めるとともに、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対処マニュアルを策定し、応援受援体制の構築に努める。

■相互応援体制の整備

1. 北海道及び地方公共団体等

道や他の市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。

2. 防災関係機関及び民間企業等

あらかじめ災害対策上必要な協定締結を結ぶとともに、協定締結後には、連絡体制の確立等、必要な準備を整えておくものとする。

■国による応援・代行

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態が想定されるため、市は、市における災害応急が困難と判断されるときは、国及び関係機関との間で、応援・代行業務が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。

第15節 防災訓練計画

この計画は、防災に関する知識及び技能の向上並びに市民に対する防災意識の普及及び啓発を図るとともに、災害時における応急対策を円滑が実施できるように、防災関係機関との有機的な連携の形成、体制の確立、防災技術の習得を目的として、訓練計画に関して必要な事項を定める。

■実施機関

防災訓練は、市、防災関係機関及び地域住民等が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。

■防災訓練の種別及び実施方法

1. 水防訓練

消防機関等の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送、通報伝達訓練等を実施する。

2. 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。

3. 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて指定避難地・避難所への避難訓練を実施する。

4. 情報通信訓練

気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

5. 非常招集訓練

市職員の非常招集訓練を実施する。

6. 総合防災訓練

市、防災関係機関及び協力団体等が、被害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合的な訓練を実施する。

7. 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

8. その他災害に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力その他防災に関する訓練を実施する。

■民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第16節 業務継続計画(BCP)の策定

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

市は、災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により安全性を確保し、また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP)の策定を行うものとする。

